

所得税・町道民税申告は 期間内に忘れずに!

申告期間

2月17日^月から
3月13日^金まで

期日が迫ると申告会場は大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。
また、申告手続きには「マイナンバーの記載および確認」が必要です。

確定申告が必要な方

- 事業所得や不動産所得などがある方
- 給与所得者で年末調整が済んでいない方
- 2カ所以上から給与を受けている方
- 会社からの給与以外に所得がある方（年金、不動産等）
- 住宅借入金特別控除や医療費控除を受けたい方 など

申告に必要なもの

- 印鑑
- 本人名義の口座番号が分かるもの（還付の場合）
- 給与・年金収入の方は「源泉徴収票」
- 個人事業主の方は、収入と経費を証明するもの
- 国民年金・国保税等は「控除証明書」または「領収書」
- 生命保険料・地震保険料等は「控除証明書」
- 申告者のマイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類と身分証明書
- これまでにe-TAXを利用して申告書を提出したことがある方は、利用者識別番号（16桁の番号）が確認できるものか、昨年の確定申告書の控え

※源泉徴収票や証明書などの各種書類は原本をご用意ください。

役場での申告相談について

- 申告期間中に限り、役場で申告書作成のご相談を受け付けます。
- 役場での申告相談は、給与所得、年金所得、簡易な事業所得（営業等）、不動産所得です。営業、事業をされている方は、税務署または税理士にご相談ください。
なお、西春別支所と尾岱沼支所での申告相談は給与所得と年金所得のみです。
- 簡易な事業所得、不動産所得の申告をする場合は、ご自身で収支内訳書を作成の上、お持ちください。（収支内訳書の様式をお持ちでない方は事前にお問い合わせください。）
また、ご自身で作成できない方は、税務署または税理士にご相談ください。
- 申告内容によっては役場で判断が難しく、ご相談をお受けできないものもありますので、あらかじめご了承ください。
- セルフメディケーション税制により、平成29年分から令和3年分の申告は、一定の取り組み※を行っている場合、本人または生計を一にする親族等に係る特定一般用医薬品の購入代金の1万2千円を超える分（最大8万8千円）を、その年の総所得金額等から控除することができます。申告には明細書と併せて一定の取り組みを行ったことを証明する書類の添付または提示が必要です。
※「一定の取り組み」納税者本人の健康診断や予防接種等といった、健康の維持増進等への取り組み
- 医療費控除を申告する方は、令和元年中に支払った医療費を事前にまとめてお持ちください。

従来の医療費控除	受診者ごと、かつ病院・薬局ごとに金額をまとめる
セルフメディケーション税制の医療費控除	薬局等ごとに金額をまとめ、製品の名称は全て記載する

平成29年分以降の医療費控除の申告は、明細書または医療保険機関からの医療費通知書を添付することで領収書の添付を省略できます。ただし、領収書は5年間の保存が必要です。

平成28年分以前の申告は、これまでどおり領収書の添付が必要です。

医療費を事前にまとめていない場合、受け付けの順番が前後する場合があります。

- マイナンバーカード、通知カード、身分証明書などは次のとおり確認します。

マイナンバーカードをお持ちの方	・ マイナンバーカード
マイナンバーカードをお持ちでない方	・ 通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限る）などのうちいずれか一つ ・ 身分証明書

町道民税申告について

令和元年中に収入、所得が無かった方や所得証明書等の発行が必要な方は、町道民税の申告が必要です。

申告がないと所得等の確認ができないため、公営住宅、各種福祉サービス、児童手当、授業料の免除等の判定や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の軽減措置を受けることができません。

なお、公的年金収入が400万円以下または公的年金に係る所得以外の所得が20万円以下の場合は確定申告の必要はありませんが、町道民税申告をすることで町道民税が減額になる場合があります。

申告相談日程・会場

■期間 2月17日(月)から3月13日(金) (土曜日、日曜日を除く)

■時間 午前9時から午後5時

会 場	相 談 対 象
根室税務署 根室市弥生町1丁目18番地 (根室地方合同庁舎) ※受け付けは午後4時まで	◆全ての所得税申告(営業・事業・譲渡・山林所得者など) ◆消費税、相続税、贈与税申告
別海町役場1階 103会議室	◆一般確定申告(給与・年金所得者、還付申告者、簡易な事業所得者など) ◆町道民税申告
西春別支所、尾岱沼支所 ※最終日のみ午後3時まで	◆給与・年金所得の確定申告(A表のみ) ◆町道民税申告

問合せ

■根室税務署 TEL 0153-23-3261

■役場税務課課税担当

TEL 75-2111 (内線1111・1112)

■西春別支所 TEL 77-2131

■尾岱沼支所 TEL 86-2166

■国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/>

償却資産(固定資産税)の申告について

■償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地や家屋以外の事業用に供することができる資産です。

■申告していただく方

令和2年1月1日現在、町内に償却資産を所有または賃貸している個人または法人です。

■申告期限 1月31日(金)

■提出書類

1月上旬に申告関係書類を送付します。お手元に届かない場合または初めて申告される方はお問い合わせください。

■マイナンバー記載のお願いについて

平成28年から償却資産申告書の様式にマイナンバー(個人番号・法人番号)記載欄を新設しました。マイナンバーを記載の上、申告をお願いします。

■注意事項

- (1)時速35km以上で走ることができないトラクターは、固定資産税ではなく軽自動車税の課税対象です。詳しくは、1月上旬に申告関係書類に同封する「申告の手引き」をご覧ください。
- (2)申告書の提出先は、役場税務課窓口または各支所です。

問合せ/課税担当(内線1114)

町税徴収強化について

令和元年12月に送付した町税一斉催告書が届いたにもかかわらず、納税や相談のない方に対しては、財産調査の上、滞納処分を積極的に執行しています。

病気や失業など、やむを得ない理由で一時的に納付が困難な方は、生活状況を聞き取った上で、納付計画を確実に守っていただくこと(誓約)を条件に、分割して納付することができますので、滞納を放置することなく、必ずご相談ください。

分割納付の誓約が守られていない場合も、税負担の公平性の確保のため、財産調査や差し押さえを執行することとなります。

年度末に向けて、これらの取り組みを一層強化していきますので、ご承知ください。

本年度の 債権調査・差押件数

■債権の調査 681件

■債権の差押 95件

(令和元年11月末現在)

納期限を過ぎた時点で
滞納扱いとなります

問合せ/収納対策担当

(内線1115・1116)